

蜂の巣城事件の経過

秋 沢 栄 一*

1. はじめに

昭和28年6月洪水の大災害に鑑みて、筑後川水系の治水基本計画の再検討がなされ、昭和32年2月に基本計画が改訂された。この治水基本計画に基づいて、松原および下笠ダムを建設する計画がなされ、昭和33年4月、松原、下笠ダム調査事務所を開設、ダム建設の第一歩を踏み出した。

しかし、ダムサイト立入りをめぐって、蜂の巣城の紛争が起こり、その後の度重なる法廷闘争および、ダム建設用地確保のための代執行など、幾多の迂余曲折を経ながら松原、下笠両ダムの建設は着々と進行し、着手以来12年の歳月を経て両ダムもほぼ完成するに至った。

蜂の巣城について、当局と、ダム建設反対派がどのような攻防を繰り返したかを、以下順を追って述べていきたいと思う。

2. 闘争初期から代執行中止まで

当局が昭和32年8月17日地元志屋小学校で行なった、松原、下笠ダム建設に関する説明会以来、ダム絶対反対の立場をとる熊本県小国町部落民は、条件付きで協

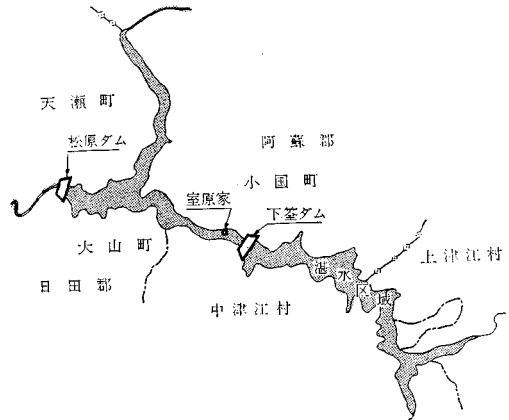


図-1 一般平面図

力する大分県側に前後5回のデモをかけ、「建設省に協力すれば馬鹿をみるぞ」などとふれまわったので、せっかくダム建設を得心した人達と、当局との間にひびが入りかねない情勢となった。

大分県側の大部分が話し合いと事業準備の並行を容認したのに対し、反対派が話し合いを拒否し、法的強制調査を“するならしろ”との態度を示すに至ったので、昭和34年、当局はついに土地収用法（以下単に法と略称）に基づいて、事業準備のための立入測量および調査を下笠ダム建設予定地点（右岸）に対して実施することとし、法第11条による立入調査を4月22日と28日にわたり、法第14条による試掘等による障害物の伐除作業を5月13日から実施したが、19日夜刻から翌20日にかけ、反対派が作業現場にすわり込んで妨害したので、作業は中止のやむなきに至った。

作業中止以来、話し合いの糸口を見出そうとする当局の努力も、地方反対派の強固な拒絶で水泡に帰し、かえって反対派は、世にいわゆる「蜂の巣城」を構築補強し、実力をもって立入調査、試掘などのための障害物の伐除を阻止しようとの気がまえを示すに至った。当局は、再度調査測量、試掘等を行なうことを決めるとともに、収用手段の一環である事業認定、土地細



図-2 ダム貯水池付近図

* 正会員 建設省九州地建 松原・下笠ダム工事事務所長

目の公告をえて、土地物件調書作成のための立入調査を行なうことにした。さらに、蜂の巣城の建物その他の工作物については、河川予定地制限令違反として、撤去の代執行を行なう手筈を決めた。

反対派は、このことを予期し、6月20日当日は早朝から男女70~80名が城内に参集し、津江川の中央部に数隻の竹筏を組んで柵をつくり、当局の作業を阻む態勢を整えていた。これに対し、当局では建設省職員60名、同労務者約20名の作業隊を編成し、作業態勢を整えた。

当局作業隊が津江川を渡河し、作業を開始すると、室原氏を先頭にした約40名が河中に入り、長竹を横にして作業員を押し返す、水を浴びせる、木棒等を振り回すなど実力をもって当局の作業を妨害したため、作業は中断せざるをえなくなった。

午後作業を再開すると、反対派はまたも河中に入り、河川中央寄りの橋脚設置作業員に水を浴びせるなど実力による妨害行為を繰り返したので、後退して左岸寄りの橋脚作業に移った。しかし、反対派は左岸近くまで押しかけ、同様の妨害行為を行なったので、ここにおいて、それまで左岸にあって、マイクで警告を繰り返していた警察が制止に入り、やっとその場を收拾した。

6月28日、29日も作業に着手したものの、反対派のすわり込み、一部汚物をかけられる等の妨害にあい、ついに立ち入れず中止した。その後、室原氏に対する説得をその親族を通じて試みたが失敗したため、当局は、さ

らに7月29日、30日の両日にわたり、職員、労務者計134名からなる作業隊により、河川予定地制限令違反の工作物撤去の代執行および法第35条の立入調査を実施した。しかし、川原、屋根上にすわり込む反対派ピケ員による抵抗にあって、これ以上立入りを強行すれば双方とも危険な状態になることは明白であった。このような状態のとき、建設大臣から流血の惨をさけるための代執行中止命令が出されるに至り、当局は、ついに目的を達成することなく全作業を中止した。

3. 第一次収用裁決

当局は、ここにおいて改めて土地収用法に基づき、ダムサイトをまず国有化する方針にかえた。よって、昭和36年4月15日協議書を室原氏ほか土地所有者に発送したが、何の回答もないのでついに同月27日熊本県収用委員会（以下「収用委」と略称）に収用裁決を申請した。

収用委においては、何分にもダム建設の根本問題である建設大臣の事業認定そのものが東京地方裁判所で争われているだけに、当初はその判決を注目していた。しかしながら、昭和38年9月1日原告の請求を棄却する旨の判決がでたのち、昭和39年3月1日の裁決に至った。

4. 第一次収用裁決代執行当日までの動向

収用委は、室原氏ら所有の蜂の巣城の土地を、昭和39年4月5日を収用時期として収用裁決したので、当



写真-1 昭和39年6月、代執行直前の蜂の巣城

局は補償金を供託し、同月6日には国有地としての移転登記を完了した。しかし、室原氏らは法第98条所定の引渡し、移転義務を履行しないので、当局は法第99条の規定に基づき、熊本県知事に対し当該物件の代執行を求めた。

知事は同月11日、行政代執行法第3条により、収用土地上の建物その他一切の物件を5月5日までに収用地外に移転すべき旨の戒告書を発送した。しかしながら義務者らは、履行しないので、知事は、5月9日当局との間に代執行作業の委託契約を締結した。そして、11日代執行令書が義務者8名あて発送された。

収用裁決前後に至って、反対派にも動揺がみられた。代執行義務者らが脱落し、さらに実弟もその戦列から去るに至って、室原氏は部落内でも孤立化の窮地に追い込まれた。しかし、反対派住民多数の抜けた穴を補って余りある革新勢力の積極的介入によって、反対闘争は反権力闘争に加えて、革新勢力は独占資本に奉仕するダム建設反対を標榜するに至った。

昭和39年6月23日朝6時、当局の作業隊員500人は、乗用車、バス、ジープ30台に分乗して、支援オルグを含む反対派約700人が前夜から立てこもる「蜂の巣城」に向った。反対派は津江川に面する第一線ピケ小屋に約200名、その後方の第二線ピケ小屋に約500名が配置についた。

また、熊本、大分両県統合整備本部もこの日に備え、不測の事態に対処する態勢をととのえた。この中にあって、同8時頃作業隊がコンクリート製のいわゆる代執行橋を渡ろうとするや、橋上に頑張っていた反対派幹部十数名が代執行作業に抗議したが、作業隊は、これにはいっさい耳をかさず、筏かけの作業を始めた。

筏取付け作業が完了した同9時27分、「ただいまから作業にとりかかります」との西原用地部長の代執行宣言が終るや、まず川岸の有刺鉄線や青竹を、次いでピケ小屋の全面にわたって、その軒先付近から荒縄で吊り下げられている石を除去したり、また代執行橋と対岸の間にダンプカーによって土嚢^{どりのう}を投げ降ろして埋め、搬出を容易にする作業を開始した。

これに対し、反対派の抗議は一段と激しくなり、ピケ小屋の解体作業をする作業員の鋸の前に内側から手を出したり、外側から竹や板材を取り除くと、内側から補強するという抵抗ぶりでも、作業は困難をきわめた。この頃、別動隊約120名は、途中のオルグ団の抵抗を排除して裏山に達し、入城を阻止しようとするピケ隊と激しい押し合いが続いたが、ピケの間げきを縫ってつぎつぎに城内に立ち入り、最上段の建物の解体作業に取りかかった。

正面隊の建物解体作業が進むにしたがって、屋根の上

にすわり込んでいたオルグの身体が危険な状態になったので、警備本部は「九州地建は作業を中止せよ」「城内の人達もすみやかに避難せよ」と双方に呼びかけた。支援オルグはいっこうに避難する様子もないので、警備本部はついに警察官職務執行法第4条の「避難等の措置」を適用することになり、機動隊約300名がいっせいに行動を開始し、第一列の建物内や屋根にすわり込んでいた約100名のオルグを実力で城内より左岸の県道まで避難させた。

午前11時30分になって、第一列の建物の解体に続いて第二列目の建物の解体に取りかかったが、第一列と同様の激しい抵抗妨害にあい、整備本部よりオルグに対し「危険であるので避難するよう」たびたび警告を寄せられたが、妨害をやめて避難する気配は全くないので、警備本部の実力行使がまた始まって作業はいったん中止。12時頃から始まった警官による「避難措置」の実力行使で城内に残っていた約600名のオルグがコンクリート橋と竹筏の橋より整然と左岸県道まで歩いて城外へ去り始めた。さしも数を誇った支援オルグも、午後1時すぎには、ほとんど城外に去ってしまった。

午後再び作業開始。予定どおり正面作業隊と別動作業隊がおのおの分担建物の解体運搬作業を夜の10時まで続けた。5年間当局の立入りを拒否し続け、難攻不落を誇っていた「蜂の巣城」の60余棟の建物がすべて解体されて、代執行は心配された流血の惨事もなく、比較的平穩裡に予定より早く完了した。

翌6月24日から運搬作業と併行して立木の伐採作業を実施したが、雑木の大木や杉の植林樹、薪炭林など膨大な数量であつたうえ、急峻な地形や梅雨期の悪天にさまたげられて、予想外の日時を要し、収用地内の全物件の搬出、保管、引渡し等の代執行行為をすべて完了したのは、代執行の期限であった7月15日であった。

5. 第二蜂の巣^{とり}の代執行

前回の代執行により、下釜ダム右岸ダムサイトは完全に国有地になったので、当局では、ダム本体の表土掘削を昭和40年5月に着手した。

一方、室原氏ら反対派は、代執行後収用地の周辺に新しく下釜ダム建設妨害のための建物等を築造した。そして、従来から築造してあった建物等とともに第二の蜂の巣トリデと呼ばれるこれらの建物等を多数の支援者に譲渡して当局の手続を困難にしようとし、依然としてダム反対運動を続ける態度を示していた。当局は排水トンネル工事に当該妨害建物等が支障となってきた。

このため、当該建物等の所在する土地はダム建設賛成派の所有であったので、任意買収により国有地にしたの

ち、昭和35年2月16日建設省告示第198号による河川予定地制限令に違反して建築された建物等の除却を、河川法第75条第1項に基づいて、昭和40年5月14日建物等の所有者室原氏ほか30名に命令した。これに対し反対派は、期限までに除却の義務を履行しなかったので6月8日、代執行令書による通知をした。

当局は、新河川法後はじめての河川予定地違反物件の代執行を6月11日朝5時30分、代執行責任者である西原用地部長の代執行宣言とともに、当局職員57名、労務者140名からなる作業隊をもって熊本県ダムサイトの上・下流、大分県側の上・下流の4班に分れて作業を実施した。昭和39年の代執行に比べて反対派の支援労働組合員も少なく、わずかに室原氏ほか30名程度が熊本県側蜂の巣橋上流の建物に立てこもっていたが、警察官による警職法の適用で岩外に連れ出されたので、作業は順調に進行し、同日に全物件の撤去と運搬は完了した。

6. 第三蜂の巣^{とりで}の仮処分

河川予定地違反撤去物件所在地の大半は任意協議により取得した国有地であり、代執行完了後、これらの国有地については柵を設けて立入禁止の表示をしていたのであるが、室原氏らはこれを無視し、当局側の再三の制止にもかかわらず、昭和40年8月末、蜂の巣橋直上流右岸の国有地に、いわゆる第三蜂の巣^{とりで}を設置した。

当該土地は、下笠ダム本体建設予定地点の直下流右岸に位置し、下流仮締切、水たたきコンクリートならびに副ダムを築造する予定地点で、下流仮締切工事は遅くとも昭和40年12月には着工の予定であったので、当局は妨害物の除却と室原氏等の妨害の禁止を目的とした妨害排除（断行）の仮処分および、処分禁止の仮処分の申請を裁判所に提起した。裁判所は、3回の口頭弁論その他現地検証、証人尋問を行ない、係争の土地は国有地であることを認めたが、給水パイプについては湧水利用権として物権類似の権利を有すると判断し、昭和40年10月30日、上記給水パイプを除く仮処分を決定した。

当局は、仮処分の決定があった同日、執行吏立会いのもと、当局職員労務者24名で室原氏が構築した第三蜂の巣^{とりで}の取りこわし作業を実施した。

今回はまったく無人とあって撤去作業は手ぎわよく進み、1時間後には第三蜂の巣^{とりで}は完全に撤去された。

7. 第二次収用裁決

下笠ダム本体工事のためには、現在までに取得した土地のほか、さらに約73アールの用地が必要となるが、この予定地は、室原氏等反対派の所有地であるので、こ

れらの土地を収用する必要が生じた。

松原、下笠ダム建設について、公共用地の取得に関する特別措置法に基づく特定公共事業の認定を申請し、昭和39年10月19日告示を得ていたので、今回の収用は、この特定公共事業の認定に基づき、収用の裁決を申請することに決定した。

第一次の収用に際しては現地への立入りがいっさい不可能であったのに反し、今回は平穩に立入調査ができたものの、その反面、収用予定地内にある立木、工作物について、売買贈与等を原因とする権利異動による手続ふくそを目的とした行為がなされたが、法定協議等の手続を経て、昭和40年5月29日、収用委に対し収用裁決を申請した。

当局は裁決申請に係わる土地の取得が緊急を要するとして、10月20日付け緊急裁決の申立てをなした。収用委における審理は、昭和40年10月25日を第1回として、昭和41年1月28日の結審まで5回にわたって開催され、このほか、委員による現地検証も2回にわたって行なわれ、補償金の査定にあたっては2人の鑑定人を依頼するなど慎重な審理検討が行なわれた結果、昭和41年1月29日、収用委により収用の裁決がなされた。

8. 第二蜂の巣^{とりで}跡地を含む代執行

収用裁決による収用時期は2月27日と定められており、この間に当局は土地所有者48名および関係人47名に対する補償金を一部支払い、他を供託して昭和41年2月28日、国有地としての移転登記を完了した。

しかし、室原氏らは移転義務を履行しないので、当局は3月2日熊本県知事に対し当該物件の代執行を申請した。この申請に基づいて、知事は3月25日付けで裁決後新たに権利の譲渡を受けた関係人も含めて総員286人に対し「4月18日までに収用地内の建物、工作物、立

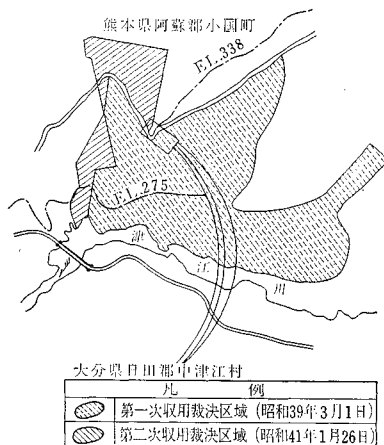


図-3 下笠ダムサイト用地図

木を取り除くよう」戒告書を郵送した。

その結果、戒告書を受けた土地所有者、関係人らの代表者から「戒告に応じて自主撤去する」との申し入れがあったので、4月13日に反対派、当局、^{おつせん}幹旋役の県の三者で覚書書きを交換、7月13日までに取り除くことになった。

ところが、当局の期待も空しく、協定期限の7月13日までに1/3程度しか完了していないので、当局は用地の収用がこれ以上遅れるとダム本体工事に著しく支障をきたすことが明らかとなったので、7月14日熊本県知事に対し、代執行手続を早急に再開するよう申請した。申請を受けた同知事は、同年8月10日、九州地方建設局長との間に委託契約を締結し、8月11日県知事は、室原氏ほか70名の物件所有者に対して代執行令書を発送した。代執行期間は、昭和41年8月16日から同年10月31日の間と定められた。

これにより当局は、代執行の作業を西松建設(株)に請負わせることとし、当局職員が監督して同年8月18日から代執行に着手することにした。ところが、代執行前になって室原知幸、室原友彦の両名が「行政代執行令書の効力の一部執行停止決定」の申請を熊本地方裁判所に申請した。

この事件の審理において、裁判所から収用地内の給水パイプは、裁判所の判断のあるまで現状のままにしておくようにとの要望があった。

昭和41年8月18日、代執行責任者である兼広用地部長の代執行宣言により代執行は開始された。

当日、関係人側は、室原氏ほか数名のみで立ち合っていたが、収用地内に張りめぐらした索道が、収用地外の立ち木から、収用地の上空をとおり、収用地外の立ち木に結ばれているため、収用地外の室原氏らの共有地に立ち入り、この索道を取りはずすことが最善の策であるので、このことを室原氏に申し入れたが、強く拒否されたので、やむなく索道を収用地境界上空で切断することになった。無事この撤去作業が完了したのち、建物、植林樹、雑木、土地測量の各班の作業は順調に進行していった。

一方、給水パイプの扱いをめぐる争っていた「行政代執行令書の効力の一部執行停止決定申請事件」および国側が同じく熊本地裁に上告した「妨害排除等仮処分令申請控訴事件」は、その後審理が進み、前者については昭和41年9月14日これを却下する、後者については、同年10月原審官地簡裁の判決をくつがえして国側の主張どおり撤去を認める判決言渡しがあった。

この間、代執行は、第1日目の作業で完了しなかった立木の伐採搬出を2日目以降、連日進めていたが、前記判決による給水パイプを含む代執行行為すべてを、10月27日に完了した。

9. 第三次収用裁決および代執行

下笠ダム本体および仮設備用地の取得は、前回までで完了したが、松原ダムで水没する室原氏所有地のうち、松原ダム本体コンクリート打設の進捗に伴い、低部に位置する土地の収用裁決の申請を行なう必要が生じた。

松原、下笠ダム建設について、第三次の事業認定が昭和42年11月14日に告示され、土地細目の公告、土地物件調査の作成および法定協議等の手続を経て、昭和43年7月11日収用委に対し収用裁決を申請した。

収用委における審理は、昭和43年11月2日を第1回として、昭和44年5月8日の結審まで6回にわたって開催され、その間、委員による現地検証を1回、鑑定士による現地調査を2回実施した結果、同年5月19日、収用の裁決がなされた。

収用裁決によると、収用時期は7月9日と定められており、この間に当局は補償金を供託して、7月10日国有地としての移転登記を完了した。しかし、収用時期までに移転義務を履行しないので、7月10日熊本県知事に対し当該物件の代執行を申請し、知事は8月5日に戒告書を発送した。同年9月3日前回と同様九州地方建設局長との間に委託契約を締結し、熊本県吏員が9月5

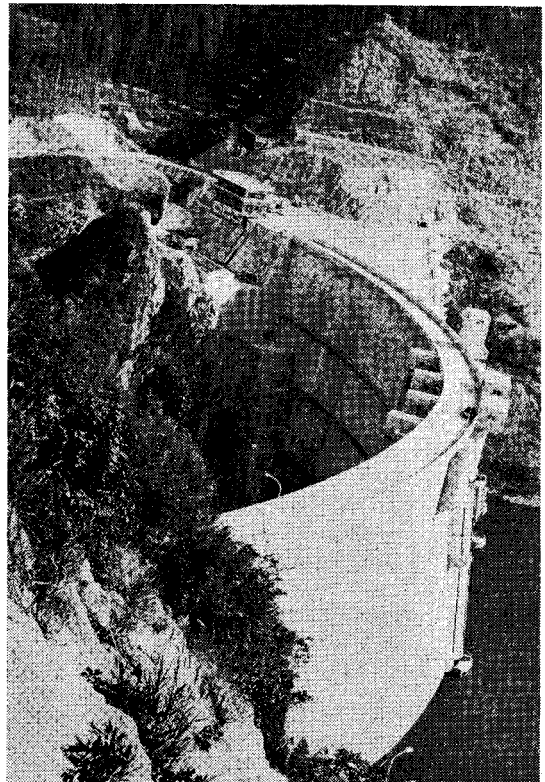


写真-2 完成した下笠ダム

日、代執行令書を室原氏宅に持参した。

当局は、代執行作業を大成建設(株)に請負わせ、9月14日から代執行に着手した。関係人は1人も姿を見せず、平穩裡のうちに作業が進んだが、当該地のうち、一部急峻な地形に林立した立木については、伐採、搬出に際して危険を生じるとともに、また残余の対象物件に比べ執行費用が多額を要すると思われるので、室原氏の代理人を介して、残余物件を放棄することを願い、10月23日に完了した。

10. 第四次取用裁決

松原ダムで水没する室原氏所有地および同氏が関係している、部落有地、共有地全部について、松原ダムの完成、貯水に支障をきたすので、取用裁決の申請を行なう必要が生じた。当局は、第三次取用裁決、代執行を契機として室原氏との話し合いによる解決を、親族、代理人等を介し誠意をもって数箇月努力を重ねて行なったが、室原氏の同意が得られず、やむなく裁決申請の手續に至ったものである。

昭和45年1月12日、当局は熊本県知事に対し、法第34条の2により、手續開始の申立てをなし、1月20

日熊本県知事はその告示を行なった。

当局は所定の手続を経て、昭和45年5月20日取用委に対し取用裁決を申請した。

取用委は、6月3日、裁決申請および明渡裁決申立を受理し、8月21日第1回の審理を開催した。

11. む す び

以上の経過によって、昭和33年4月、松原、下笠ダム調査事務所開設以来、12年有余、蜂の巣騒動に始まった、幾多の取用事件、代執行、訴訟事件を経て、ダム完成への道が開かれた。

そして、昭和45年6月29日午前9時、突如、室原知幸氏が、志屋の自宅で他界された。

室原知幸氏の死去後、当局との間には、幾多の問題が残されていたが取用委において、当局と室原家の代理人が呼ばれ、非公式に和解の勧告を受け、当局として和解のための最大の努力を払うべき決意を固め、両者の合意に達するための準備を進め、10月7日、遺族、親族の方々、ならびに代理人とすべての問題について和解が成立したものである。

土木振動学便覧編集小委員会編

土木技術者のための 振 動 便 覧

A 5・450 2400円 会員特価 2000円 (〒110)

基礎、応用の2編に分け、13章に分類した土木に関係するあらゆる振動問題を取上げた便覧。付録として耐震規定、耐風設計規定などを付す。機械、建築など他分野からも評価が高い。研究者、設計者、実務者むき。

測定法編集小委員会編

建設技術者のための 測 定 法

A 5・422 2000円 会員特価 1800円 (〒100)

土木学会誌に講座として連載されていたものを大幅に加筆、項目追加を行なったユニークな測定に関する便覧。建築、気象関係者などから注目を集む。9章に分け詳述す。大学教科書、設計者、研究者、実務者むき。

岩盤力学委員会編集小委員会編

再版出来

土木技術者のための 岩 盤 力 学

B 5・490 3600円 会員特価 3000円 (〒130)

土木地質学、岩石の力学的性質、岩盤試験、強度・変形に対する理論的あるいは模型実験の解析法、透水の影響、斜面安定、掘削などの解説のほか工事例を多数収録す。研究者、設計者、実務者むきの岩盤研究への指針。

1970年改訂版 土木製図基準

〈付・製図のかき方〉

A 4・160 色刷4 折込

付図20枚 上製豪華本

定価 1400円 会員特価 1200円

(〒130)

第1編 総則 第2編 鋼構造物 第3編 コンクリート構造物 第4編 測量その他・条文および解説つき

付録・製図のかき方/製図に関係ある規格/参考文献/添付図面・橋梁(一般図・プレートガーダー・合成桁・トラス・ラーメン・箱桁・T桁・橋脚・橋台・PC橋) 鉄道・道路・河川・ダム・下水道などの計画図。

〒160 新宿区四谷1丁目

土木学会 電話 03(351)4131
振替東京 16828番